

質問回答書（その４）

件名：第８期焼津市公共施設高压電力包括需給

番号	質問	回答
1	入札対象施設の現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。） 最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承くださいませ。	岐阜電力株式会社です。
2	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。 また、自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無を教えてください。	ありません。 自動検針装置（スマートメーター）設置有です。
3	各施設の現在の計量日を教えてください。	毎月１日（午前０時）です。
4	現供給の計量日が１日以外の場合、弊社に切り替わった際は「１日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。	原則、電力需給契約書（案）第７条のとおりとしてください。
5	＜実量制の場合＞ 契約電力が 500kW 未満の施設は、各月の契約電力は「その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。 ＜協議制の場合＞ 契約電力が 500kW 以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。	承知しました。
6	契約電力 500kW 以上の施設で、仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なる施設がございますか。その場合は、対象施設の現在の契約電力と直近 12 か月間の最大電力を教えてくださいませうか。 また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただきます。変更が供給開始日に	契約電力が異なる施設はありません。 変更手続きについて了承します。

	間に合わない場合は、契約電力を変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。	
7	蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。	了承します。
8	弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	問題ありません。
9	1 施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。 (例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等) あると回答の場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。 なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。	ありません。
10	経済産業省 資源エネルギー庁の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による値引きについては、弊社では、燃料費等調整額とは別の個別項目での値引きとなりますが、ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
11	公告 1 1 「燃料費調整額は焼津市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずること。」とありますが、弊社の場合、燃料費調整額について適用する約款は、一般送配電事業者（中部電力パワーグリッド株式会社）の「最終保障供給約款」ではなく、旧一般電気事業者（中部電力ミライズ株式会社）の「標準供給条件」を適用となりますがよろしいでしょうか。	原則、電力需給契約書（案）第 8 条のとおりとしてください。 ※ただし、詳細は別途協議させていただきます。
12	弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者（中部電力ミライズ株式会社）が電気需給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算します。 これについては、弊社は応札時点において適用されている約款の算定諸元を用いて毎	質問 11 及び質問回答書（その 1）回答 2 を参照してください。

	月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇．〇〇円）を固定するお願いではありません。	
13	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。	詳細につきましては、協議により決定させていただきます。
14	弊社が落札し契約となった場合、中部電力ミライズ株式会社が独自に行っている負担軽減策（毎月の燃料費調整単価から 1.00 円 /kWh（税込）を割引）の適用はできませんがご了承くださいませでしょうか。負担軽減策の延長となった場合も適用はできません。	了承します。
15	仕様書 3（3）について、念の為の確認となりますが、地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	詳細につきましては、協議により決定させていただきます。 ※仕様書の記載ミスで、「当該地域管内のみなし小売電気事業者」⇒「焼津市を供給区域とする一般送配電事業者」に読み替えてください。
16	仕様書 3（5）に「事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこととする。」と記載がございますが、停電など緊急なご用件については、弊社ではなく、送配電事業者へご連絡をいただきます。こちらにつきましては全日 24 時間お問合せ可能です。このような対応でご了承くださいませでしょうか。	了承します。
17	仕様書 3（6）に「供給電気事業者の変更等の手続き及び工事等が発生する場合は、受注者が手続きを行い、費用についても負担	了承します。

	することとする。」と記載がございますが、お客様の都合による改造等にかかる経費につきましては、弊社負担することが出来ませんがご了承いただけますでしょうか。	
18	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	詳細につきましては、協議により決定させていただきます。
19	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	承知しました。
20	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。供給開始後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または1年に満たないで契約電力を減少される場合、または契約電力を増加後1年に満たないで、契約を廃止される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものととして後日料金を精算することは可能ですか。	可能とします。
21	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。 また、契約期間後に実施予定の工事であっても、契約期間中に小売電気事業者との手続きが必要と思われるものがありましたら、併せて教えてください。	特にありません。